

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループ（第5回）

日時 令和2年7月10日（金）13：58～16：16

場所 経済産業省本館地下2階講堂

（1）開会

○井出省エネルギー課課長補佐

それでは、定刻より少し早いのですが、委員の皆様、オブザーバーの皆様、全員そろいましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ第5回を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます省エネルギー課の井出と申します。よろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染症対策のために、審議会の会議の会場を広く使わせていただきまして、換気も扉が開いているということで、そういった形で進めさせていただきたいなと思います。

傍聴の方はいらっしゃるのですが、審議は公開ということで、議事録は後日公開と、さらにあちらにカメラがありますけれども、今インターネット中継をさせていただいております、後ろでは多分御覧になっている方がいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、そういったことで進めさせていただきたいなと思います。

それと、あと委員のメンバーの佐々木委員につきましては、現在ウェブでの参加ということになっておりまして、音声で参加していただいておりますので、この場にはおりませんが、そちらのPCのほうで今つながっているといたような状況になってございます。よろしくお願いいたします。

次に、委員の出欠状況ですが、本日は委員の皆様全員に御出席をいただきました。

それと、委員の皆様のほかは機器のメーカーの皆様、小売事業者の皆様、エネルギー供給事業者の皆様、オブザーバーとして御参加いただいております。お忙しい中、どうもありがとうございます。

審議会は前回に続きまして、ペーパーレス化で進めさせていただきます。資料は、iPadがそれぞれ配られておりますけれども、iPadで御確認いただきたいなと思います。作動確認のために開いていただきまして、資料1が開けるか、御確認をください。これは使っていますと、

時々ちょっと違うところに行ってしまうたりして、どこに戻ってきたらいいか、分からなくなっちゃうこともありますので、その際は何か合図いただければ私たちがお伺いするようにしますので、合図をいただければというふうに思います。

あと審議中の発言は、プレートを立てていただきまして、発言いただくという意思表示をお願いしたいなと思います。

それでは、ここからの議事の進行を渡辺座長をお願いしたいと思います。

座長、よろしくお願ひいたします。

○渡辺座長

それでは、専修大学の渡辺です。本日はよろしくお願ひいたします。

すごく遠い感じがして、おーいというふうな感じなんですけれども、よろしくお願ひします。

御発言あるときには、プレートを立ててお願ひいたします。

(2) 議事

① 小売事業者表示制度の見直しの方向性について

○渡辺座長

それでは、まず議事に入りたいと思います。

議題の1、小売事業者の表示制度の見直しの方向性について、事務局より御説明をお願いいたします。

○佐藤省エネルギー課係長

省エネルギー課の佐藤と申します。私から御説明させていただきます。

それでは、資料1の小売事業者表示制度の見直しの方向性を御覧ください。

本日は小売事業者表示制度の見直し内容を御審議いただきますが、そもそもなぜ見直すのかといった点について、議題1として御説明させていただき、その上で議題2の見直し内容について御審議いただければと思います。

それでは、1ページを御覧ください。

1ページは、青い枠で上と下の2つに分かれていますが、上段は小売事業者表示制度の経緯と評価について、下段は見直しの方向性をまとめています。

まず、上段ですが、民生部門における省エネを推進するため、機器のトップランナー制度の基準に対する達成状況に多段階評価や目安年間エネルギー使用料金等を加えた統一省エネラベルとして、省エネ性能を小売事業者を通じて消費者に情報提供していこうということで本制度が始まったところであります。

2つ目のポツですが、その評価に関して、制度が始まって10年以上たちますが、本来の目的である消費者への省エネ機器の選択の寄与だけでなく、製造事業者への影響も含めて一定の機能を果たしていると考えています。

具体的には1つ目のチェックですが、まず消費者の反応について、認知度は2割程度にとどまりますが、目を引く、情報の理解、直観的利用について、6割程度の肯定的な評価を得ており、つまり見れば分かるといった評価を一定程度いただいているところでございます。また、実証的に行った調査では、ラベルによる情報提供によって省エネ機器が選択されることが確認されています。

また、2つ目のチェックですが、省エネ性能を5段階で示す多段階評価、星の数で省エネ性能を示す多段階評価ですけれども、評価水準の境界、つまり星が2個から3個など、星が1つ増える境界において製品の集積行動が確認できることから、製造事業者にとっても意識された制度であることが確認できました。

次に、下段の青枠ですが、統一省エネラベルの一定の効果は確認できたところではありますが、省エネの推進にこれまで以上に寄与できるラベルにするため、3つの方向性をもって見直していきたいと考えています。

その内容について、3つのチェックでお示ししていますが、1つ目は製造事業者を意識して5段階の不連続な多段階評価から細分化した連続的な評価により集積行動を抑制し、省エネ性能の向上の促進を図っていききたいと考えています。

2つ目は、消費者を意識してトップランナー制度の機器や区分ごとの目標基準値に対する評価から、エネルギー消費効率そのものを評価し、省エネ機器の選択の追求を図っていききたいと考えています。

3つ目は、小売事業者を意識して情報量が充実したラベルから多様な製品形状、販売状況に対応できるシンプルなミニラベルを設け、省エネ情報提供機会の確保を図っていききたいと考えています。

次のページから各項目について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、製造事業者を意識した省エネ性能の向上の促進についてです。

下のグラフを御覧ください。

大きいグラフの中に小さいグラフがあるかと思いますが、まず大きいグラフですが、横軸に省エネ基準達成率、縦軸に多段階評価を示しています。

現状の多段階評価制度では、緑の折れ線グラフのように一定数の省エネ基準達成率は同じ評価

になります。例えば、このグラフでいいますと、横軸の省エネ基準達成率100%から107%あたりまでは星2という評価になります。

次に、小さいグラフを御覧いただきたいのですが、これは横軸に省エネ基準達成率、縦軸は製品数とその星の区分の中での製品割合を示しています。

御覧のように、星が1つ上がったところに製品が集積していることが分かります。このため、5段階の不連続な多段階評価基準が製造事業者等の製品開発に影響を与え、場合によっては機器の省エネ性能向上を抑制している可能性があると考えています。そのため、グラフの赤線のように5段階のステップを小さく刻むことで、連続的に多段階評価を行い、機器の省エネ性能向上を促進してはどうかと考えています。

3ページを御覧ください。

こちらは消費者を意識した省エネ機器の選択の追求についてです。

まず、小売事業者表示制度と関連するトップランナー制度についてですが、トップランナー制度では政令で定める機器や機器内に区分を設けて、機器やその区分ごとに値や関係式により省エネ基準、いわゆる目標基準値を定めています。

次に、3つ目のポツですが、現在の多段階評価基準は省エネ基準の達成率を用いて星印による相対的な評価を行っているため、異なる機器や区分間で省エネ性能の比較を行う場合、省エネ基準の達成度とエネルギー消費効率の評価が逆転する場合があります。下にトップランナー制度の区分とその省エネ基準を示しています。例えば、一番左のエアコンの場合、冷房能力と寸法サイズで区分分けされています。エネルギー消費効率である縦軸のAPFは、大きいほうがエネルギー消費性能が優れているのですが、例えば冷房能力2キロワットの製品で、青い線の寸法規定の区分でAPF6.0の場合、省エネ基準達成率は百数%になるかと思えます。

一方、オレンジの寸法フリーでAPF6.5の場合、省エネ基準達成率は90%台になり、先ほど言いました寸法規定のAPF6.0の機器よりも省エネ性能は優れているものの、達成率で評価した場合に評価が劣るという逆転現象が起きてしまうことになります。他の機器でも同じことが言えまして、省エネ基準が異なることで省エネ性能と多段階評価が逆転する場合があります。

製造事業者等に対する罰則があるトップランナー制度では、省エネ技術の導入可能性や必要な付加機能の考慮といった区分分けが必要だと思えますが、消費者の選択に用いられる多段階評価は、区分等を超えてエネルギー消費効率そのものを評価すべきでないかと考えています。具体的には、議題2で説明いたしますが、例えば1つの機器に対して1つの基準で評価するといったことを考えていきたいと思っています。

4ページを御覧ください。

こちらは先ほどエアコンで御説明しました内容を照明器具で表したものになります。具体的には、下のグラフを御覧いただければと思いますが、横軸にエネルギー消費効率、縦軸に製品数を示しています。

照明器具は光源の色で区別し、省エネ基準を設けていまして、電球色は50lm/w、白色は100lm/wの基準エネルギー消費効率となっています。そのため、例えば100lm/wの製品が存在した場合に、電球色では省エネ基準達成率200%となり、白色は省エネ基準達成率100%となり、同じエネルギー消費効率でも達成率が2倍違うといったことが起きてしまいます。

5ページを御覧ください。

こちらは冷蔵庫の例になりますが、右下の統一省エネラベルを御覧ください。

冷蔵庫は冷却方式と定格内容積によって3つの区分が設けられていますが、例3で示している製品は、エネルギー消費効率である年間消費電力量は315キロワットアワーと、3つの製品の中で最も優れていますが、省エネ基準が厳しいことで、他の製品よりも達成率が低くなり、結果として多段階評価の星の数が少なくなっています。繰り返しになりますが、消費者の選択においては省エネ性能に誤解を与えないよう、省エネ性能そのもので評価すべきでないかと考えています。

6ページを御覧ください。

こちらは小売事業者を意識した省エネ情報提供機会の確保についてです。

小売事業者表示制度に関する過去のヒアリング調査において、店頭やネット取引においてスペースなどの問題で現状の統一省エネラベルを用いることが難しいとの意見がありました。その一方、前回の審議会ではネット取引において現行の統一省エネラベルも表示可能との意見もあったかと思えます。

省エネ情報の提供は、消費者の商品選択に影響を与えることは過去の実証で分かっており、まずは省エネ情報を提供し、より省エネ性能が優れた機器が選択される機会を得られるよう、多様な製品形状や販売状況に対応できるラベルを設けるべきではないかと考えています。具体的には、議題2の中でラベルについても御審議いただく予定ですが、右下に示しているようなミニラベルを設けることで、省エネ情報提供機会の確保ができればと考えています。

資料1の説明は以上になりますが、本日参考資料を準備していますので、そちらをお開きいただいてもよろしいでしょうか。

資料1で説明したような方向性で見直した場合に、消費者に与える影響について実証実験を行いましたので、簡単に御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

実証実験の目的ですが、右下の表を御覧ください。

3つの項目について分析を行い、1つ目は多段階評価を細分化した場合に消費者に与える影響について、2つ目は温水機器についてエネルギー源が異なるものを同じ土俵で比較した場合に消費者がどういった反応を示すか、3つ目はミニラベルで表示した場合に消費者の反応について実験を行いました。

実験の方法ですが、左の図にありますように、アンケート対象者を複数のグループに分けて、グループごとに異なった表示をし、その際の消費者の商品選択がどう変わったのかを分析しました。

2ページを御覧ください。

検証項目①として、5段階の不連続な多段階評価から細分化した連続的な評価を行った場合に、製品選択に悪影響がないか、検証を行いました。細分化は製造事業者を意識して見直そうと考えていましたが、そのことによって消費者の選択に悪影響がないか、心配していましたが、結果として消費者の製品選択に影響がないことが確認できました。

3ページを御覧ください。

検証項目②として、電気温水器とガス温水器について、同一の指標で相対的に比較可能なラベルを設けた場合などの消費者の製品選択に与える影響を検証しました。結果として、パターン0の省エネ性能を示す表示なしの場合やパターン1の現在のラベルを表示した場合よりも、パターン2の料金表示やパターン5の電気とガスについて、同一の多段階評価基準で表示した場合に、より省エネ性能の高い製品が選択されることが分かりました。また、料金表示と同一の多段階評価基準で表示した2つのうち、どちらのほうより省エネ性能の高い製品が選ばれるかという点、その2つには有意な差はありませんでした。

4ページを御覧ください。

検証項目③として、限られたスペース等でもラベルを表示した場合に、消費者の商品選択を検証しました。

結果として、パターン0の表示なしと比較すると、どの表示でも省エネ性能を表示することで、省エネ性能の高い製品が選択されることが分かりました。

説明は以上です。

○渡辺座長

それでは、今の議題1、省エネラベルの見直しの必要性についてまとめられたところだと思いますけれども、この点につきまして御意見、御質問をお受けしたいと思います。

初めに、委員の皆様から御意見等をいただき、その後時間がありましたらオブザーバーの皆様から御意見をいただきたいと思います。

発言がある方はお願いいたします。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。

今御説明いただいた方針に賛成の意見を述べたいと思います。とりわけ今回御提案された冷蔵庫やテレビといった一つのカテゴリーの中で、区分に関係なく小数点下一桁までの数値で全部を通した評価が分かるというのは、消費者が購入検討する際にとっても分かりやすいものになると思います。

あとミニラベルの検討についても、ウェブサイト等で昨日ちょっと夜ECサイトを幾つか見てみたんですけども、あまり家電製品のところでこの省エネラベルが掲載されていないように感じたので、こういう小さいもので掲載しやすくなるということでしたら、それはとてもよいことではないかなというふうに感じました。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

ここは現状の確認ということで、この考え方に沿ってこれから見直し案が提示されるということですので、皆さん一応これで御了解というわけではないですけども、御理解いただいているということで進めさせていただきます。

オブザーバーの皆さんもよろしいですね。

② 対象機器、多段階評価基準及びラベルの見直し等について

○渡辺座長

それでは、続きまして議題2、対象機器、多段階評価基準及びラベルの見直し等について事務局から御説明をお願いします。

○井出省エネルギー課課長補佐

それでは、資料の2から5まで通して説明をさせていただきます。資料の2を御確認ください。資料の2は、対象機器について（案）ということで記載がされております。

小売事業者表示制度の対象範囲につきましては、過去の審議会の中で対象範囲にする機器につきまして、対象範囲の考え方の視点が1ページ目の左のほうに書いてある1から6までの項目で整理をされております。そういった項目の中で、省エネラベリング制度、多段階表示評価制度、

目安年間エネルギー消費料金、この3つの表示内容につきまして、対象範囲の考え方の視点に基づいて対象範囲を決めていくということになってございます。

前回の小売事業者表示制度の最後の見直しから、トップランナー制度ではショーケースがトップランナー制度に加わりまして、照明器具と電球につきましては、対象となる機器の定義が変更されましたので、この3つの機器について対象を検討したいということでございます。

資料をめくっていただきまして、3ページを御確認ください。

3ページ、この青いところが対象範囲の考え方で、オレンジ色のところが3つの機器について検討したということになってございます。

ショーケース、照明器具、電球、それぞれ6つの視点について検討していきますと、ショーケースは家庭用機器でないので、対象外としていくと、一方で照明器具につきましては、3つの表示事項全て対象にしていきまして、電球につきましては、多段階評価制度のみ対象外としていくということで、省エネラベリング制度と年間目安料金について表示をしていくというふうに考えてございます。

最後の4ページ目は、照明器具につきまして、年間電力の消費が100キロワットアワーを超える機器が一定程度存在しているということでありましたり、市場に出ている製品が一定のばらつきがあるということを確認しましたので、それを御報告するものでございます。

続きまして、資料の3を御確認ください。

資料の3は、多段階評価基準について（案）ということに記載をしております。

先ほどの資料の1で説明した内容を具体的に見直していくに当たって、どういった修正を行っていくのかということ具体的に御説明したいと思っております。

まず、1ページ目ですけれども、多段階評価基準の設計方法についてということで、多段階評価基準というふうに呼んでいるのは、省エネのラベリングで星マークを表示していく際に、星マークをどういうふうに決めていくのかと、その決め方のことを多段階評価基準というふうに呼んでおります。この決め方は、これも過去のこの審議会によって示された方針に基づいて告示がつけられていっているということになってございます。

その方針がここに書いてあります原則の1から4ということになりまして、原則の1は省エネラベリング制度に基づく達成率を用いると、要するにトップランナー制度の達成率を今までは用いていました。

原則2は5つの星の段階で区分するというので、5つの段階になっています。5つということで、表現の幅がとても小さかったわけですので、その際に省エネ基準の達成率100%をこの星のどこの間に置いてくるのかということ、達成率100%を星の何段階に置いてくるのかという

この決め方が原則3。原則4というのは、そういったラベルの表示の仕方については、1つではなくて複数の基準を設けてもいいんじゃないかということも複数の評価軸を設けるということも許容していました。これを先ほどの資料1に基づきまして、どういうふうに具体的にどういふ変更が必要かということで御説明をいたします。

まず、2ページ目ですけれども、2ページ目は多段階評価基準の見直しの方向性ということで、連続的な評価の導入ということになります。先ほどバンチングによって、省エネの向上が抑制されている可能性もあるという話でしたけれども、これまでの5段階の評価を1.0から5.0までの0.1刻み、41段階で表示をしていくということでございます。それと、あと星のマークも0.1単位で表すことは困難ですので、0.5ポイントごとに半分星というものを導入しながら表示していくということを検討したいなというふうに考えております。

続いて3ページ目になります。

トップランナー制度の基準に基づいて評価をしていることによって、星のマークの評価と省エネ性能そのものが食い違ってくる場所が存在してくるということで、相対性表示に用いる基準は複数設けなくて、一つにしていくということを考えたいなと思います。その際、何を基準に考えるかということでございますけれども、ここはトップランナー制度のいろいろな区分、機器というのはありますけれども、そういった区分等の中から出荷数量が最も多いものの基準を比率の分母に用いまして、個々の機器の点数を評価していきたいということで考えております。

具体的には、3ページの下の薄い四角囲みのところに書いてありますけれども、分母が出荷数量の多い機器の区分等の基準エネルギー消費効率と、分子に各機器の省エネ効率が入ってくることによりまして、各機器の点数が決まってくるということになります。

それで、各機器の点数が決まってきたものをどういうふうに星マークとして割りつけていくのかということの説明するのが4ページになります。

ここはイメージで理解するのが分かりやすいので、先に絵で説明するようにしたいと思います。まず多段階評価比率の100%をどこに置くかということを決めなければいけないと思います。多段階評価比率は、これまでは省エネ性能の達成率が100%でしたが、最も出荷数量の多いものに対して100点パーセントで示すこととなります。どれぐらいの水準に達しているのか、評価の中心になるようなものになりますけれども、そこをこれまでは星のどこに置くのかという検討をしていたのですが、今回は小数点を導入することによって比較の幅が広がりましたので、今回は星の中心を置く位置を3か2、どちらかにしたいなというふうに考えております。

具体的には、多段階評価比率の各機器の出荷されているものの平均点を算出した際に平均点が100%を超えている場合は、100を超えるところにたくさんの機器があるということになりますの

で、相対性を確保するために、評価点の100%の評価点は2点に置きたいと考えています。要するに評価の基準になるところは100%の位置はなるべく下のほうに置いておきたいということで2点にします。多段階評価比率の平均が100%を下回る場合は、100%より下の機器が多いということで、評価の中心は3.0に置くということで、中心の置く位置を平均点で決めたいというふうに考えております。

こちらの4ページは、平均点を3とした場合、100%の評価点を3とした場合の絵が記載されております。その評価点3を中心として、最大と最小を割り振りながら、1次式を2本引いていくということになります。

その際、最大と最小を結んでいくということになるんですけども、市場に出ている機械、とても効率がいいものとか、残念ながらとても効率が悪いものというのが一部に存在することがあります。そのため評価基準を考える際には、まず最低と最小の上位、下位、2.5%の製品は除いた上で、最大と最小を決めた上で、最大の点数につきましては、5点に割り振るのではなくて、4.5点に割り振ることによって、このラベリング制度の長寿命化を図っていきたいなというふうに考えております。最低点につきましては、最低点を評価点の1点に割り振ることによりまして、それぞれ直線で結んでいくということで、この点線の枠囲みのような評価点を算出する式を中心に対して上と下で2つの式を設けるというふうにしたいと思っております。

そういったことを具体的に文字で書き起こしたのが5ページになります。

まずは、1つ目は5ページの①ですけれども、最低と最小は上位、下位2.5%を用いて、最低の多段階評価比率は評価点1として、最高につきましては、長寿命化のために4.5に置くというふうにしたいと思えます。中心の置き方は、平均点によって決めていくということで②に記載しております。

それで、③は今説明はしていなかったんですけども、トップランナー基準の成熟度合いによって、100%を超える機器がまだたくさんいない、要するに基準ができたばかりのときは100%を超えるものが少ないような状況になります。そのため最高点が110にいかないような状況が時として生じる。さらにトップランナー基準をつくってから結構時間がたって成熟しているような状況になってきますと、最低点が100に近い、100以下がないとか、そういったことが生じてきますので、そういった場合は最低点を90と置くということによって、相対性ができるだけ確保できるような線の引き方を考えていきたいなというふうに考えております。

④は、これまで原則4で評価の方法は複数用意することができたということですが、そういった複数の評価基準を設けていってしまうと、いろいろな相対性を生んでいってしまうということで、原則4につきましては廃止をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、こういった考え方を変えていきますと、6ページのような多段階評価基準の設計方法の原則の4つにつきましては、6ページのような形で見直しが行われるというふうに考えてございます。

7ページ以降は、今この考えた多段階評価基準の設計方法に基づきまして、それぞれの機器につきまして、多段階評価点の設定の仕方をそれぞれ決定していくということでございます。

7ページは、照明器具の例になります。

照明器具の例につきましては、まず出荷数量が多いのは温白色、電球色ということで、どちらかという黄色っぽいような光、50lm/wの値を用いるほうの基準値を用います。低いほうの規制値が緩いほうの値を用いるということになりまして、多段階評価比率の平均点は177点ということで100%を超えてきた。100%を超えているということは、100%を超えている部分の相対性を確保しなければならないので、評価点を2に置きます。

最高と最低値につきましては、抜きん出ていいもの、悪いものというものがございまして、上位、下位2.5%を除いた最高値、264%、最低値87%を多段階評価基準の設定に用いるということで7ページの右に書いてあるような式が導き出されるということになります。

ほかの機器も同様に考えていくわけですが、8ページ目、冷蔵庫になります。

冷蔵庫は3つの区分があります。自然対流型、霜ができるような冷蔵庫ですが、あとは強制循環式、強制循環式も大きい冷蔵庫と小さい冷蔵庫によってそれぞれ基準が異なるということで、冷蔵庫は容量に応じてそれぞれの技術が投入しやすい領域があるということで、どちらかといいますと、小さいところは自然対流式が多くて、それで強制循環式のほうも小さいものと大きいものとで投入できる技術が異なるというようなことが生じたために、区分が分かれているということになるわけなんです。出荷数量でいきますと、強制循環型の小さいほうの区分が多くなってきます。

ただ、一方で今申し上げましたとおり、小さいほうの冷蔵庫は若干異なった基準値が適用されたほうが評価として妥当ではないかという考え方もありますので、今回冷蔵庫につきましては、小さい冷蔵庫につきましては、266リットルまでについてはa区分、それ以上につきましてはb区分の基準を用いるということで、多段階評価点の基準自体は一つの容量、市場で重複しないような形で設定をしていきたいなというふうに考えてございます。

そういったことを踏まえまして、平均点は177点ということで100を超えてきますので、評価点の中心は2と置いて、最高、最低が161%、71%となってくるので、その線を結ぶことによって、8ページの右のような式になっていくということでございます。

めくっていただきまして、10ページまで飛びます。

10ページは電気便座ということになります。電気便座も区分が3つあるということになってございまして、おしりを温めるだけのものとおしりを洗うもの、洗う際に貯湯槽がついているものと瞬間的に水を沸かすものということで、それぞれ異なる効率を示すということになっています。いろいろなメーカーさんの違いもありますけれども、今回は出荷数量が多いところは温水の貯湯式のもの、b区分を用いるということにしたいと思います。その際、平均値は148ということで、これも100を上回ってくるということになりますので、評価点は2.0となります。

最大、最小の値を決める際に、最高点は273なんですけれども、最低点が105になってきますので、最低値、今市場にあるものでこれから悪いものが出てくる可能性もありますので、そうした2点以下も相対性を確保するという意味で、最低値が90で結んでいくというようなことで、最低値を90としてそれを1点と置いて、さらに最高値が273、それを線で結ぶことによりまして、10ページの右に書いてあるような式で基準を設定していきたいというふうに考えてございます。

続いて資料の4、目安年間料金の設定について御説明をいたします。

目安年間エネルギー使用料金ですけれども、ここでは今回先ほど資料2で新しく対象にしていた2つの機器について、照明器具と電球について検討していきたいということでございます。

照明器具、電球につきましては、新しいと今申し上げましたけれども、省エネ法上は照明器具につきましては、蛍光灯のみを主光源とする照明器具ということで蛍光灯の器具、電球につきましては、LEDランプと蛍光灯ランプがそれぞれもともとトップランナー制度に存在したということでございます。それぞれいろいろな光源の違いを束ねて照明器具、要するに白熱とか蛍光灯とかLEDとか、関係なく照明器具という機器区分、電球という機器区分にしたということで、新しくトップランナー制度の対象になったとしています。目安年間エネルギー使用料金の設定に当たりましては、これまでと照明器具ということでは変わりありませんので、これまでのルールを踏襲しまして、年間2,000時間の点灯時間を考慮して料金を検討する、さらには注意事項を記載するというふうにしていきたいなというふうに考えてございます。

続きまして、資料の5になります。

資料の5はラベルデザインということになります。

ラベルデザインは、前回の審議会でとても多くの御意見をいただいたわけなんですけれども、こちらもできるだけシンプルなもの、誤解がないようなものにしていきたいということでございます。

資料をめくっていただきまして、資料5の1ページ目ということになりますけれども、見直し項目と対応の方向性ということで、①から③でございますけれども、こちらについては削除していきたいと。

具体的に①は印刷年度を管理上必要とし記載していました、この情報がラベル自体の陳腐化をしているという誤解を与える可能性があるということです、削除したいと考えています。ただし、管理上の要するに小売店の皆様、表示したい皆様が貼る際の管理をする方法は別途考えなければいけないのかなというふうに考えてございます。

ノンフロンマークにつきましては、冷蔵庫のノンフロン化が進んでおりますので、削除したいと考えています。

③の多段階評価基準の省エネ性マークのインジケーター、これまでの多段階評価は5つの表現の幅しかなかった中で、その5つの星がどこでトップランナー基準を満たしているものであるのか、そうでないのかということを表示していました。今回はトップランナー基準から少し離れていくということになりまして、省エネ基準達成率を用いることではなくなって、相対性基準の一つとして用いるということになってきましたので、達成率を満たすか満たさないかというところにつきましては、役割を終えてきたということになるかと思っております。

続いて④ですけれども、④は年間目安料金表示ですが、料金というのは私たちとても反応しやすい数字になるわけですが、検討に当たっての前提の置き方というのを理解した上で、その数字の感応度を見ていただくということがあると思います。さらにそういった注意事項もありますので、そういったことにつきましては、できるだけ誤解をなくしていくということで、記載は継続していきたいなというふうに思っております。

前回の審議の中で、欧州の事例を示した際に、QRコードを使って表示するという話がありました。QRコードがあるということは、結局どこかに飛んで行って情報をそこでまた取っていただくということになりますので、どういった情報を提供するのかとか、飛んでいった先のデータを整備していくとか、いろいろな期待が湧いてくるわけなんですけれども、負担も増えてくるという中で、効果と負担を見ながら、今後検討を引き続きしていきたいなというふうに考えております。

そういったことを踏まえまして、2ページの絵になります。

ラベルの新旧ということを表示をしておりまして、視認性がよくなるということで、色合いもグラデーションがかかったような色はなくしていくとか、見やすくはっきりとした色に変えていくということ、それと削ったものは削っていくというようなことで、シンプルな形で見やすいラベルに変更していきたいなというふうに考えてございます。

めくっていただきまして、3ページになります。

ミニラベルですけれども、これはいろいろな方にいろいろな機会を通じて情報提供をできるようにしていきたいと、私たちが準備しているラベルが大きいから、それがゆえに貼れないという

ようなところは、とても残念なことになりますので、ラベルをとにかく貼っていく機会を得ていきたいというふうに考えております。

小さいラベルは結構な情報量を削っておりますけれども、過去の実証で見ていきますと、こういった星のマーク、私たちはいろいろなところで星によるレーティングみたいなものを見ているわけですが、省エネ機器の販売においても、この多段階表示はよく見ていただいている、このラベルによって反応しているという状況も見えてきます。ここは思い切って、こういった星ラベルと点数といったようなことで、表示を変えていきたいなど、さらには省エネラベルと一体感が得られるような配色にも考慮していきたいということで、3ページのような案を検討してございます。

説明は以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

ただいま議題の2、見直し案について御説明をいただきました。資料2から5まで一括で説明をいただいたわけですが、対象機器について、多段階評価基準について、目安年間エネルギー使用料金等について、ラベルデザインについてという資料でございます。

これらにつきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問に際しては、どの資料のどの部分についてかというふうにお話しいただくと分かりやすいので、そういった形でお示しいただければと思います。

議題1と同様、まず委員の皆様から御質問をいただき、時間が許せばオブザーバーの皆様から御意見をいただくという順序を進めていきたいと思っております。

それでは、お願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員

御説明ありがとうございます。

先ほど村上委員が御意見されておりましたとおり、私も0.1刻みで細かく表示するというのは賛成でございます。

3点ほどございまして、まず資料3の3ページ目なんですけど、確認といたしますが、分母側に出荷数量が多い機器の区分とありますが、これについてはよほど市場の変化がない限り出荷数量が多い機器というのは、抜本的にガラッと変わるということはないと思っておりますが、ここの市場の点検とか、変更の頻度みたいなのはどう考えられているんでしょうか。例えば、目標年度を迎えてから、それぞれの基準を見直す際にこういったことも一緒に見直しを図るというようなことでし

ようかというのが1点目です。

2点目は、同じページで、今度は出荷数量が多い機器の区分等ということで、後ろに「等」とつけられてありますが、今回は恐らく冷蔵庫が区分によって投入されている技術が異なる点が等に含まれていると思います。先ほどの御説明ですと、技術ですとか価格が異なる場合に分母となる条件というか、そこを変えていますというような御説明があったかと思いますが、このあたりの条件やどういった場合が「等」に当たるのかが、文章でしっかり書かれているわけではなかったもので、もし今後可能性のある機器とか、何か既に分かっているようなものがあれば、御教示いただければと思います。

3点目は、資料5のラベリングのデザインにつきまして、今新旧のラベルのデザインを挙げていただいているのが2ページ目にありますけど、私は「新」のほうのラベルのほうの色合いですとかぼやかしてないというか、星のマークもはっきりしているので、こちらの案で賛成でございます。

ただ、冒頭に御説明があったとおり、「料金表示」と「星と2.7」の表示で、どちらも有意な差がなく同じぐらいの効果であったというような御説明があり、このラベルを見ていると、前回の旧のラベルに比べて料金表示の料金の文字フォントが物すごく大きくなって、太くなって目立つようになっていますが、料金で訴求できるというのは重々分かっていますが、料金自体でほかと比べてこのラベルだけで見ても、大小が比較できるようなものではまずないということと、目安料金ということを考えても、もう少しフォントを小さくして、上の「星」と「2.7」を際立たせて目立たせてもいいんじゃないかと考えます。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

資料3の多段階評価基準についてに関して2点と資料5、デザインについて1点御意見と御質問がありました。

お答えいただけますか。

○井出省エネルギー課課長補佐

今いただきました御意見2点ですけれども、まず変更の頻度ということですから、これは必要なときということになります。私たち省エネ情報サイトということで、どういった商品のラインナップが毎回出ているのかということと、あとどういったものが市場に残っていくんだろうかということを経営していきながらメーカーさんに聞いております。そういった意味では、新しい商品が出ていく、売られなくなってくるものが減ってくるといったような状

況は、私たちとして把握しているということになってございます。

それと、トップランナー制度を運営していかなきゃいけないということもありますので、トップランナー制度見直しに際しましては、まず見直しというか、基準達成年度においては、それがどういうふうに皆さん達成していただいたのかということで、その際には商品のラインナップだけではなくて、出荷がどういうふうになっているのかということもお伺いしております。

それ以外にトップランナー制度の基準の達成年度にかかわらず、最近行っていますのは、アンケートで出荷状況をお伺いしたり、あとPOSデータも結構使いやすくなってきておりますので、出荷数量も含めて、私たちは今把握をしているという状況になってございますので、そういった意味ではモニタリングは常時行っておりまして、大きな構造変化が起きてくる。それはすなわち5点のものが多くなってくるとか、今御指摘いただきましたように、出荷の中心が変わってくるようなところがあるのであれば、そういったところの悪影響があるかないかということを考えながら、必要な見直しをしていくということで、常にモニタリングは行っているということで、そこに私たちもチェックをしていきたいなというふうに思っております。

それと、出荷数量が多いというところで、どういったほかの可能性があり得るのかということですが、冷蔵庫につきましては、冷蔵庫そのものも物理現象となるべく近くなるような形でラインが引けないかなということを業界の皆さんにも相談をさせていただきました。出荷数量だけで考えてしまうと市場にゆがみが生じてきてしまうということがありますので、こういったことで今回はa区分とb区分を使わせていただくということで考えました。

今後は、何が起こり得るのかというのは、そこはまだ分からないですけれども、今回検討していない機器がまだあるということで、それは資料6につながっていくわけですが、エアコン、テレビ、温水器、今基準を考えようというタイミングになってきていますので、こういった基準になるのかということと一緒に検討していくということになりますので、そういった意味では、新しいできたトップランナー基準ができたところで、改めて出荷数量にもしそぐわないことがあるのであれば、またそこはこの審議会でご審議いただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、山川委員、お願いします。

○山川委員

ありがとうございました。

資料3と資料5について、コメントさせていただきます。

資料3の多段階評価基準案についてですけれども、日本のこの表示制度というのは、多段階評価をする対象の機器とか、それから各対象品目の星のつけ方、多段階評価の基準を見直す基準なども最初から決められていて、効率のよい制度の運用をするためにすごくよく考えられた制度だと常々思っておりました。

それに関連して2点なんですけれども、実は中村委員がお聞きしたのと全く同じところなんです。資料3の8ページのところで、冷蔵庫については容量266リットル以下については、別の効率を使用するというただし書がついていますが、今御説明ありましたように、品目によってこういう例外を設ける必要があるというのは理解できるんですけれども、これから制度を運用していく中で、品目の扱いに差が出るようなことはないようにするべきだと思っておりますので、可能であればどういう場合に例外を設けるかというのをきちんと決めておいたほうが良いと思います。

それから、先ほどの見直しのルールも同様です。中村委員と同じ意見です。現行の制度では、トップランナー基準を上回るモデルの数が前回よりも30%以上増加したときとか、それからおおむね1年に1回状況を確認するというようなことになっていたかと思います。ちょっとどこに書かれているか、忘れてしまったんですが、今回の改定に当たってもどういつきに見直しをして、どういう頻度で確認をするか、先ほどの御説明でモニタリングは常になさっていて、必要なときに行うという御説明がありましたけれども、もう少し具体的になっていたほうがよろしいかと思っております。

それから、資料5についてですけれども、3ページのミニラベルのところなんです。

これは2ページのほうに書いてある統一省エネラベルを使うことを原則とし、サイズの小さい製品とか、ネットでの販売など、統一省エネラベルが使いづらい場合はミニラベルを使ってもよろしいというような、そういうふうにするのかどうか、ここは質問です。よろしくお願ひします。

○渡辺座長

ありがとうございます。

同じく資料3と資料5に関する質問だと思います。

○井出省エネルギー課課長補佐

例外につきましては、今回出荷数量が多いものということで、一旦は記載をしておりますけれども、それ自体が市場に悪影響を与える可能性があるかどうかというのは、機器のそれぞれの性質によって検討していくことではないかなというふうに思っています。先ほどちょっと申し上げたことと同じになってしまいますが、エアコン、テレビにつきましては、今の基準はあるわけですから、次の基準がどういった構造になるのかというのは、まさに審議をしているところに

なります。新しい基準を小売表示制度に当てはめたときに、どういった影響があるのかということとは、その時々で御報告させていただきたいです。ただ原則としましては、出荷数量が多いものを用いるということが大きな流れとしては悪影響を起ささないであろうというふうに考えておりますので、原則としては出荷数量で考えていくというふうにさせていただきます。

見直しの頻度につきましては、考え方の整理をしてみたいなというふうに思います。ただ、これまでとちょっと違うのは、表現の幅がすごく広がったわけなんですね。これまでは5つしかなかったもので、さらに言うとその5つの星がどこかに固まるというのがすぐ見えたわけなんです。

今回は小数点を導入していくということになって、先ほどの資料3の中でもヒストグラムとともに分布状況をお見せしているわけなんですけれども、物によっては区分を超えた評価を行っていることもありまして、言ってしまうと正規分布が重なったみたいな状況にも見えてきてしまうと、要するにこれまでは一つの正規分布で見せるようなことができたものが平均点が違うものを一つの軸で見せているということになりますので、きれいな分布にならないんですね。そういった意味でいくと、これまでほど簡単には判断ができなくなってきているというのが実情だと思います。

そういった意味では、タイミングとしましては、省エネ情報サイトやPOSなどで確認しているわけなんですけれども、トップランナー基準の見直しのタイミングというのは、一つの大きなタイミングだと思います。そういったところも含めて、見直しのタイミングを何か取りまとめの中で記載できるという工夫ができればなというふうに思っております。

ミニラベルにつきましても、今回私たちラベルがどういったところに貼られていないかというのは、小売店舗のほうでは実はあまり現状はきちんと把握はできていないという状況なんですけれども、ただ私たち把握している中で、ECサイトのほうではラベルがうまく貼られていないんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味では、大きいラベルも貼れるという意見もありましたし、ただ小さいラベルじゃ貼れないという意見もありましたので、とにかく情報を提示することが省エネ機器の販売につながっていくということは確認しておりますので、今この段階では何か制限を設けるのではなくて、小売事業者の方に貼っていただく機会をつくっていただきたいなというふうに考えてございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、天野委員、お願いします。

○天野委員

資料3の基準の見直しの頻度と主要製品の入換えに伴う基準の見直しについては、これまでの委員と同じですので、省略いたします。

それから、資料5の2ページの新旧のイメージでは、新のほうが非常に見やすくなったと思います。これについて、中村委員と同じなのですが、今回この新になったことで料金表示が非常にインパクトが強くなったような気がいたします。消費者に省エネへの意識をしてもらうということもすごくこのラベルの効果としては大事だと思いますので、金額というのは実際の購買の場面ではインパクトが強くなるものだと思いますので、その辺はちょっと考慮いただいたほうがいいかなという気がします。

それから、これは質問なんですけれども、今度のラベルで星を0.5か1かで色分けをしてくださるということで、分かりやすいと思うのですが、ほかの商品の一般のサイトですと、4分の1ぐらいまで色分けがあるように思うのですが、その辺は半分か4分の1ぐらいとフルというような色分けが可能なのか、かえって見にくくなるという御判断なのかを伺えればと思います。

○渡辺座長

表示の星の色のところですね。

お願いします。

○井出省エネルギー課課長補佐

ここは4分の1星なのか、半分星なのかというのは、具体的には検証はしてはございません。ただ、私たちこのラベルをまずこの資料を作るときも実は結構苦労したんですね。要するに、半分の星を絵で描こうとすると結構苦労するわけなんです。

私たち省エネ情報サイトで、サイトを使って印刷してもらうことができるようにしているんですけども、一部の家電量販店さんですと、自らシステムを持たれるということになってくるんだと思います。そういった意味で、全ての人が私たちのサイトを使うというわけじゃないということをお考えすると、そういった意味ではなるべく負担を少なくしていくという意味で、半分星ぐらいでいいんじゃないかなというところが今の考えです。そこには具体的な検証はしていない中での半分星というものを示させていただきました。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、小西委員*、お願いします。

*2020年7月10日時点では、委員の任期切れに伴い、任命未了であったが、7月16日付で任命済み。

○小西委員

御説明ありがとうございました。

ほとんどの皆さんの質問と同じなんですけれども、ラベルの改定のタイミングについては、大きく分けるとトップランナー基準の見直しというときには必ず改訂され、それ以外は市場の動向を見てということで理解をしました。もともとラベルの改定の際には、ラベルの寿命を長くするという目的も一つあって、それでラベルの左上の年度を外すというのがあったと思うので、そういう意味では4年に一回、5年に一回とかで期間が延びるのはいいのかなと思いました。

他方で、新しい基準については、製品の区分ごとに基準があるところを広く全体的に一つの指標で評価できるようにしようというのが新しい試みだと思うんですね。その点からいくと、市場の様子を反映して変化があったときには、その基準も細やかに見直せるというのも、消費者にとっては製品選択のときにはとても価値のある情報じゃないのかなというふうに思いました。

なので、これはコメントでしかないんですけども、アップデートのタイミングについては、皆さんのほうでまた御議論いただいて、市場状況を細やかに反映すると書ける部分は書いていただいたらいいのかなと思いました。

もし細やかに市場の状況を見てアップデートができる場合には、お知らせ方法というのが今度重要になると思います。今までは左に何年度のラベルだという情報が入っていたんですけども、それがなくなるので、いつが最新ラベルですよというお知らせ方法を真剣に考えなければいけないんじゃないかなと思います。トップランナー基準の変更時しかラベルを変えないというのであれば、そのタイミングで大体的に公表するのによいと思うのですが、もし細やかにされる場合は、どうやってどこから周知するのかというのも併せて考える必要があると思います。特に、小売業者の方たちへの周知については、負担なく伝わる工夫が必要になると思うというコメントです。

確認が一つありまして、資料3の新指標は分母が大事になると思います。例えば8ページで今の補佐からの説明ですと、出荷量の多いところで決めているということですけども、グラフでは2軸の右側の軸は機種数になっています。恐らく機種数が多い区分は出荷数も多いと思われまんですけども、あくまで基準は出荷数量のほうで決めているということでもいいですか？また、出荷数量の根拠ですけども、根拠にあるデータは業界へのヒアリングで得たのかということが質問です。

最後に、御説明を最初に受けたときには、指標の名前が統一的な省エネ基準の比率、エネルギー消費効率比率ということで説明をお受けして、新しい名前でも分かりやすいなと思いました。しかし、資料を見ますと、指標名が多段階評価比率ということで、今までの多段階評価基準と名前が似ているというのが気になりました。多段階評価基準の理解が難しかった私としては、新しい

指標の名前も多段階評価比率なので、ラベルに書かれるわけではないんですけれども、名前としてさっと理解するのが難しいと思いました。加えて、折角統一的な新指標を作成されたのに、同じ用語を使っているのに、新指標だと認識するのが難しいと思いました。名前をつけるというのはすごく難しいことだと思うんですけれども、エネルギー消費効率比率とか新省エネ統一指標ですとか、新しい指標であること、一つの基準で全体を評価する指標だというのが伝わる名前になると良いのではと思いました。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

アップデートのタイミングであるとか、お知らせの方法とかの御意見と御質問としては機種数の右側の軸の意味合いだと思うんですけれども、そのあたりの話を御説明をお願いします。

○井出省エネルギー課課長補佐

機種数というか、出荷数量と機種数を両方把握しなければいけないわけなんですけれども、私たちは機種数は省エネサイトで結構把握はできるということなんです。けれども、出荷数というのはなかなか難しいんですね。要するに、報告聴取ということで、企業の皆さんに負担をかけて把握したり。報告聴取と同じようなことをやろうとすると結構な負担になってくるということなんです。

それで、冷蔵庫につきましては、今回企業の皆様にすごく負担をしていただきまして、報告聴取じゃなかったんですけれども、前年度に出荷数量も含めて状況を教えていただきましたので、そういった意味では省エネサイトで知る情報以外に、メーカーの方々に答えていただいた機種のラインナップと出荷台数を考慮しながら検討することができました。ただ、ほかの機器によりましては、直近の年度のものが使えないことがありましたので、なるべく近い年度の情報であったりとか、POSデータなんかも使いながら行わせていただいたということでございます。

それと、あと多段階評価比率、多段階評価基準というのは、多段階評価比率というのは、今回新しくつくってしまった言葉なんですけれども、多段階評価基準という言葉は実は前からあったんですね。前からあったんですけれども、それは統一ラベルに使われていた、多段階評価比率の設定に使われていた基準ということで、世の中としては星マークとして見ていただいたということだと思いますので、多段階評価比率というのは、このラベルを作るための情報を入力するメーカーの方との約束の言葉というようなことになるとと思いますので、キャッチーな言葉でなくても、企業の方同士で使っていただきたいなというふうに思っております。

○渡辺座長

よろしいでしょうか。

ウェブで佐々木委員が発言ありということですので、発言をお願いします。

○佐々木委員

リモートより失礼します。佐々木と申します。

資料5について2点お話しさせていただきます。

まず、資料5の2ページ目ですけれども、新しくなったラベルについては、私も基本的に賛成で、とても見やすくなったなというふうに思いました。

先ほど何名かの委員の先生がおっしゃっていた目安電気料金が少し大きいのではないかという点なんですけれども、私個人的にはこれぐらいになっていただいたほうが重要な情報を見落とさずに済むのかなというふうに思いました。ですので、現状の大きさと個人的には賛成です。

というのは、省エネ性能が高い電気製品を購入するときに、製品の価格が幾らになるかと、あと電気料金がどれぐらいかかるのか、年間でどれぐらいかかるのかということのを考慮しながら、消費者は購入すると思うんですけれども、先ほどのコメントを考慮して、例えばこの情報を少し小さくした結果、そのような検討がしづらくなるというのは、あまり好ましくないのではないかなというふうに思いましたので、その点を考慮いただけたらなというふうに思います。

もう一点なんですけれども、もう一点は3ページ目のミニラベルについてです。

このようにいろいろな貼りつけの仕方というか、使用の仕方が想定されたミニラベルが作られるというのは、非常に素晴らしいことだなと思いました。前回もECサイトの方が小さな写真情報であれば掲載ができるというような御発言があったので、その点が考慮されているのかなというふうに思います。

一方で、一つ懸念なのは、先ほど中村委員の御発言にあったと思うんですけれども、このラベル一つだけでは相対評価が分かりづらく、ほかの製品と比べてこれがどれぐらいなのかというのが1枚だけで完結して理解しやすいようにはまだなっていないという点だと思うんですね。小売事業者の方はいろいろな事情があるので、なかなか具体的なリクエストはしづらいんですけれども、小売事業者の肩には、できるだけほかの製品との相対評価がしやすいような位置に貼りつけていただいたりとか、ECサイトであったら、例えば、商品一覧みたいな形でほかの製品がずらっと並ぶようなページで、ミニラベルが貼りつけられているというような使い方使い方を検討していただけたら、と思いました。

すみません、聞き取りづらかったら申し訳ないんですけれども、私のコメントは以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。よく聞こえました。

御意見ということで承ったということにさせていただきます。

ほかに委員の先生方、村上委員、お願いします。

○村上委員

資料5の2ページと3ページのミニラベルについてです。先ほどの山川委員の御質問にも重なりますが、スペースが小さいところに使っていただくためのミニラベルという認識で私たちはいると思うんですが、これはどっちを優先してつけてほしいというルールの明記が必要だと思います。例えば、量販店さんでは今ですらたくさんの表示がいっぱい並んでいる中で、この省エネラベルがなかなか目立たない状況にあると思うので、そういうところでは大きいほうのラベルを貼ってもらえるような基本ルールがあったほうがよいのではないかなと思いましたので、意見させていただきます。

○渡辺座長

ラベルの優先順位みたいなものも考えたほうが良いという御意見だったかと思います。

○井出省エネルギー課課長補佐

今いただきました御意見ですけれども、もともとこのラベルを考えた背景は、いろいろな商品の形態があって、限られている状態で貼っていただきたいということで、私は先ほどとにかく貼っていただきたいなということで申し上げました。確かに御指摘がございますとおり、統一ラベルというのは、要するに3つの情報がある中で、多段階評価という星で見やすくしているところ、それとJISで決められたトップランナーに基づいて既成のものに対してどれだけ達成しているかということを示すもの、それと金額というその3つの情報で統一情報ということでお示ししておりますので、原則は統一省エネラベルを表示して行って、限られたときにできるだけこういったラベルで情報提供をしていただきたいなということで、取りまとめのほうにさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、天野委員、お願いします。

○天野委員

先ほど私が金額表示の点について、発言した点についてちょっと補足をさせていただきたいのですけれども、確かに消費者にとって分かりやすいというのは大事だと思います。ただ、今消費者教育では、消費者市民社会ということが法律的にも基本になっていまして、目先の自己の利益だけではなくて、SDGsにありますような消費者市民としての権利の行使という意味では、購

買行動はその製品を支持するという投票権と同じ側面も持つという視点に立っていますので、その点で考えたときに、省エネというキーワードがちょっと見えにくくなってしまいう面があるのではないかという意味で、料金表示があまり目立ち過ぎると、相対的に消費者市民性というのがちょっと薄れてしまうのではないかということ懸念しての発言です。補足させていただきます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

いかがですか。

私も個人的にはあまりお得感的な感じで訴求はどうかと思うのと、あくまで目安なので、いろいろ条件が変わると違うのでという、この金額の決め方を考えると、あまり強調しないほうがというような印象は前々からは持っているんですけども、そこはまた御調整いただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、オブザーバーの皆様から何かございますでしょうか。

お願いします。内海オブザーバー。

○内海オブザーバー

ありがとうございます。大手家電流通協会の事務局の内海と申します。

先ほど委員の先生からいただきましたような省エネラベルの表示といったところの部分の今後の展開される添付するルールであったりですとか、特に今回のミニラベルということの部分で非常に小さく、また数字もはっきりしていて、見やすいのができたので、これは非常に評価させていただいているんですけども、確かに情報量という部分では少し少ないのかなといった部分もありますので、表示を使い分ける、このあたりのルールの設定、こういったところもまたぜひお願いしたいなといったところもあります。

また、あとこれは質問になるんですけども、表示が切り替わるといったところの部分の一般の消費者に向けての告知であったりですとか、こういった部分のところをどのような形でしていくのかと、店内に入ってもらってのプライスマネーにこういったラベルはつくのですけれども、ここを変えていく部分は順次できるんですが、一般のお客様の課題に向けての表示といったところの部分でどのような形で進めていくのかといった部分は、ひとつお願いしたいなといったところで、この認知度アップという部分は我々も協力したいと思いますので、ぜひそういったところにまた御助力いただければなというふうに思います。

あと1点なんですけれども、資料3のところでもございました星のトップが今回4.5が最高値になると思うんですけども、従来であれば星5つというのが並んでいる部分であったんですが、

スタート時期によっては、これが最高が4.5になってしまいますので、こういった意味ではお客様に伝わるイメージといったところの部分も変わってくるのかなという部分もございますので、ここも5をつける基準のところであったりですか、早い段階で最高の商品ですというのを御説明できるような、そんな形で持っていきたいなと、いずれ商品が変わるに従って出てくると思うんですけども、そういったところも期待していきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

認知度アップに関わる御質問だったと思いますが。

○井出省エネルギー課課長補佐

今回この見直しが進められるということになりましたら、このラベル自体見たら分かるというふうに一応言っているわけなんですけれども、認知度があって、これを見て買物しようというふうに来ていただくと、その効果も変わってくるんじゃないかなというふうに思います。広報をどうしていくのかということは、ぜひ一緒に考えさせていただけるとありがたいなというふうに思います。

それと、今御意見ありました4.5ポイントの話ですけれども、基準値を決める際は2シグマ、上位下位2.5%の機器を除いて4.5に振っておりますので、4.5ポイント以上のものもそれなりに商品としては存在します。ただその層が厚くないということがあるんじゃないかなと思います。省エネ機器の表示が細かくなっていく中で、メーカーさんのほうにより一層の効率のいい機器を作っていたりするような流れになっていくといいなというふうに思っております。

○渡辺座長

実際には5のものが店頭で並ぶこともあり得るということですね。

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

お願いします。

○江澤省エネルギー課長

御意見ありがとうございます。省エネ課長、江澤でございます。

目安料金表示と、それから見直しのタイミングについて多少補足をさせていただきたいと思っております。

見直しのタイミングは、例えばデータが取れる期間で考えると、販売データなので、季節性も

ある商品もありますので、年間に1回はそのデータが来るのかなということでございます。ただ、ある年はこの商品系列が売れて、さらにそれが地殻変動的にそれが変わったとしても、それがたった1年のことかもしれないですし、大きくトレンドが変わったのかもしれない。両方あり得るわけございまして、頻繁にそれを見直してしまうと、確かに新しい情報を提供するということになるんですが、星の相対関係であるとか、そういったものはどちらを基準にしても変わらないので、制度の安定性ということを抑えと、基準の見直しのタイミングなのかなと思っておりますが、そういったデータについては、随時取りつつ、適切なタイミングで見直すと、例えばそれは基準値の見直しのタイミングだということを書かせていただいて、それについては必要なときに必要に応じて見直すんだということで、抑えていただければと思います。

それから、目安料金の表示についてでございます。

これぐらいの大きさがちょうどいいという意見ともう少し小さくてもいい、両論あったわけでございます。

今のラベル、新しい案を見ていただきますと、星のスペースと2.7という表示であれば、そこだけ赤くしているというようなことと、プラス料金表示はこのような形でやっている。むしろ料金のほうをスペースとしては小さく取っているのかなと思っております。

あくまでも環境性能であって、省エネ性能であって、料金ではないという考え方もあろうかと思いますが、これは電気で比較すれば、電気の消費量に応じてこの数字が変わってきますので、これは何か逆転するというのではなくて、例えば何キロワットアワーで年間使うんだということよりも、もし料金で表示すれば、消費電力量がはっきりするというございまして、そういった意味では比例関係にあるということで、環境性能、省エネ性能と料金というのは、全く別のものでなくて、一定の相対関係を持っている表示だというふうに抑えていただければと思います。

我々としては、この提案で御理解をいただきたいというところでございますが、引き続き御意見等あればいただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺座長

それでは、ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

幾つか御指摘がありました。御質問いただいた点であるとか御意見いただいた点がありましたので、これは最終的に取りまとめに反映させていただいて、最終のものに反映させていただきま。よろしく申し上げます。いただいた御意見につきましては、反映させていただくということ

になります。

③ 今後の課題

○渡辺座長

それでは、続いて議題の3に入ります。

今後の課題ということで、先ほど来幾つか述べられていますけれども、今回対象になっていない部分について事務局から今後の課題という形で御説明をいただきます。

お願いいたします。

○井出省エネルギー課課長補佐

それでは、資料6について御説明をいたします。

資料6はトップランナー基準策定中の機器についてということで、今回決められなかった残りのことを今後の課題として記載をさせていただいております。

めくっていただきまして、トップランナー基準策定の機器についてということで1ページ目でございます。

エアコンの審議会が今別途動いておりますけれども、エアコンの審議会の中では、住宅の断熱性能の向上だったり、それがエアコンの能力に応じた部屋の広さをどういうふうに検討していくのかとか、年間エネルギー消費量を出していく際の使用時間をどういうふうに捉えるのかといったことも含めて、審議を行っている状況でございます。そういったことを踏まえながら検討していきたいということでございます。

テレビにつきましても、これも別の審議会が今動いておりますけれども、輝度条件を明確にしていく測定方法の明確化ということであったりとか、視聴時間が4.5時間から5.1時間、テレビとして見られている時間ということであったり、テレビに録画視聴時間というものが加わってくるといったような背景があって、こういった見直しが検討されています。そういったことを含めて今審議を行っていますので、その結果を踏まえて、さらにはエアコンもテレビも同じですけども、基準の区分の考え方とか基準の構造みたいなものがこれまでと同じものになってくるかというのは、この審議によるわけですので、そういったものを見て検討していきたいなというふうに思っております。

温水機器は先々週、6月24日に取りまとめの審議会が行われました。ガス・石油温水機器につきましては、これまでの定格によるモード法から4人世帯を標準としたモード効率に変更になりましたということになっておりますので、そういった意味では電気の温水機器も含めまして、いずれもモードによって測定できる環境になりましたので、そういった横断的な表示が検討できる

のではないかとということでございます。

めくっていただくと2ページ目、エアコンの話ですけれども、ディレクションカーブと書いてありますけれども、住宅性能によって最高出力や、その使う時間が特に暖房期間によって大きく異なってくるというようなことがございますので、そういった検討でございます。テレビも先ほど申し上げました視聴時間の関係でございます。

めくっていただきまして、4ページ目になります。

4ページ目は、温水機器がモード効率に変わっていったということを申し上げました。ただ、エネルギー源が異なるということになっておりますので、そういった意味では効率の単位が異なるということになりますので、単位をそろえていくことが必要ではないかなということ、一次エネルギー換算するということを考えなければいけないのかなと思います。電気につきましては、省エネ法の考え方で一次エネルギー換算していく方法がありますので、そういったものを参考に一次エネルギー換算をすることが可能ではないかなというふうに思います。

5ページ目は、一次エネルギー換算した際に、例えばどういうふうに比較できるのかということ、例示を示しておりますけれども、ガス温水器につきましては、これは例示ですけれども、従来型のガス温水器ということで80%のものがあるということですが、私たちは温水機器の分野は高効率温水器を普及していくということで、ガス温水器につきましては、潜熱回収型というものが相当出てきているという状況でございますので、この92.5%のようなこういった温水器を進めていくということでございます。

あと電気温水器につきましては、これは先ほどの換算ですけれども、電気温水器は電気を用いることで、年間保温給湯効率というAPFと呼ばれる年間効率を用いるわけですが、それが大体3.3という値になるわけですが、一次エネルギー換算すると、電気の発電効率を考慮していくと126%という評価ができるということになります。モード効率で測定されたものがこういった形で一次エネルギー効率で表示することができるということになります。

6ページは参考ですけれども、同じモード法で測定するわけなんですけれども、電気温水器、ヒートポンプ式で稼働するということになりますので、外気の温度を水に取り込んでおくということになります。そういった意味では、外気温の影響を受けるということになりますので、測定に当たりましては、ヒートポンプは外気温に応じて効率がどう変化するという効率曲線を描きながら、それに対して外気温の発生頻度を掛け算することによって効率を算定するということで、様々な外気温を考慮しながら、効率を算出することが可能となっております。

めくっていただきまして、7ページになります。

7ページは、先ほどの照明器具のときにこのラベリング制度全体の対象にどうして考えていく

のかということで示した対象範囲の考え方です。それに照らしてガス石油温水器、電気温水器、これまでこういった検討の中でやってきたものとどういふ変更があったのかということでございますけれども、ガス温水器につきましては、潜熱回収型機器が出てきている中で、商品のばらつきが増えてきている。要するにいいものと悪いものが出てきているということで、区分間の差が大きくなってきている。石油温水器も同じ構造なわけですが、商品ラインナップがそれほどガスほどは大きくないという状況の中で、大きな差の広がり確認できないという状況になっております。

電気温水器は、現行はトップランナー制度ができたばかりの頃でしたが、その状況から踏まえますと、目標年度を一旦迎えておりますので、そういった中でいろいろな効率がいいものが出てきているということで、ばらつきが生じてきているということで、いずれもラベリング制度の検討が可能になっています。ただし、石油温水器につきましては、多段階評価の対象にはなっていない可能性があるというようなことが分かるわけなのでございます。

ただ、一方でめくっていただきまして、8ページを見ていただきますと、先ほど一次エネルギー効率に換算していくということができるようになるわけでありまして。そうすると、個々のガス温水器、個々の石油温水器という見方ではなくて、私たちが生活でお湯を得るものと、そういった装置というふうに温水機器を考えますと、効率の幅はとても広いものになってきています。こういったものから比較をしながら選んでいくというようなことが重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

そういったことで、効率が換算できるようになってきますと、今度は熱需要に対してどれだけのエネルギーを用いるのか、エネルギー消費量の算出も必要になってきます。

温水機器は石油温水器とガス温水器、機器の構造が異なる関係もありまして、同じモード法は使っておりますけれども、入水温度の僅かな違いということがございまして、用いる熱量の違いが生じてきています。そういった意味では、等しく競争していくというふうに考えますと、エネルギー量の算出の仕方も同じ算出の仕方をしていくということが重要と考えています。エネルギー消費量の出し方はひとまずこの9ページの絵の中では、電気温水機器の負荷を用いまして算出すると、このような形で各温水機器の年間エネルギー消費量が算出することができるということで例示を示させていただいております。

めくっていただきまして、10ページになります。

エネルギー消費量が計算されるということになりますと、それに各エネルギーの単価を乗じることによって、使用料金を換算することが可能になります。そういうことによりまして、例えば電気温水器でありましたら、効率が15%向上すると目安料金が1,900円低下していく。都市ガス

でありましたら効率が15%向上すると目安料金は1万8,000円低下するといったことで、効率の効果というものを経済的な効果で示すことが可能になります。

ただ、一方で過去の審議会で議論されてきたことを記載しているのが11ページになります。

11ページは、まずガス・石油温水機器のこれまでの扱いということになっておりますけれども、灯油やガスの値段というのは、原料価格が価格に占める割合が大きいということだと思っておりますけれども、そういった原料価格の変動を受けやすいということ。また、供給会社、地域ということだと思っておりますけれども、地域間でエネルギーを届けるときに価格差が生じてくるというようなことがあるということから、過去の検討におきましては、料金表示ではなくて、エネルギー使用量を表示することが検討されておりました。温水機器につきましては、モード法の考え方が整ったところで、それぞれいま一度検討を始めようよということで前回の審議会では議論されておりましたということでございます。

こういったことがございますので、そういったことも踏まえて今後審議をしていかなければいけないということですが、一応そういったことを踏まえてどんな情報があるのかということで御紹介いたしますと、12ページは前回の審議会でお示したのになりますけれども、一定の考え方に基きまして、金額は把握することが可能ではなかろうかということで12ページはお示しております。

13ページは、先ほど変動があるのではないかというふうに言われておりますけれども、もちろん変動があるということで、熱量単位で変動の状況を見ますと、確かに変動していて、変動の相関性もあるのかないのか、よく分からないような状況になっておりますけれども、ただ順位が変わるほど大きな変動はなかったということでございます。

あと地域間関係につきましては、14ページになります。

地域ごとの価格差を見ますと、都市ガスにつきましては、地域ごとの差は見られますけれども、こちらについても順位が変わるほどの大きな変更はなかったということでございます。

ということで、今後の課題ということで、本日決めていただくということではないんですけれども、次回以降の審議ということになりますので、課題につきまして提示させていただきました。

○渡辺座長

ありがとうございます。

今言われましたように、本日は論点を整理して今後の課題として様々な観点から御意見をいただくということになっております。

まずは委員の皆様から御意見、御質問等お願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員

説明ありがとうございました。

温水機器について1点、機構が違うということもあって、なかなか評価していく、こういう表示をするのは難しいかなとも思っているんですが、消費者にとって考えてみれば、統一的な見せ方ができれば、それはそれで分かりよい形になるなというのは重々理解しております。

一方で、今後段階評価をどのように区分するかにもよりますが、例えば長期エネルギー需給見通しなどでも、潜熱回収型やヒートポンプ給湯器というのは、高効率給湯器という名前で表示されておまして、2030年までの普及目標も挙げられているところです。

こういった機器というのは、広く高効率給湯器というふうにも市場にも浸透しているというところもありますので、段階表示のラベルが直接消費者の目に触れて、選択の一助となっていくということを考えますと、今回のラベルの設定によって、逆に高効率給湯器って何だろーみたいな、市場の混乱を招くようなことがあってはいけないと思いますので、5ページ目ですとか、先ほど効率の比較が出されておりました8ページ目、一次エネルギー効率、熱効率で見ると、ガス給湯器、石油・電気温水器という幅が広いということで、この中でどういうふうな表示をしていくかというのは、市場の混乱を招かないように、先ほど言いました高効率給湯器って何みたいな感じにならないように、一工夫要るんじゃないかなと思おまして、今後この検討は難しいところもあるかと思おしますが、コメントさせていただきます。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、山川委員、お願いいたします。

○山川委員

ありがとうございます。

1つ質問と1つコメントです。

まず、質問ですけれども、2ページのエアコンと3ページのテレビのところに、今後審議を踏まえて多段階評価基準や目安年間エネルギー消費料金を検討するというふうに記載されておりますけれども、これはエアコンやテレビもトップランナー基準の区分ごとではなくて、エネルギー消費効率の比率で評価をするという原則にのっとって決めますという、そういうことを指しているということかという確認です。

もう一点は、給湯器の表示の話なんですけれども、消費者にとりましては、給湯器はまさにお湯をつくる機器ということで、特にエネルギー源を問わず効率のいいもの、光熱費がなるべく安

いものが欲しいという希望があるので、それが分かる表示があるというのは、消費者にとってはありがたいことだと思います。

それで、異なるエネルギー源を同じテーブルで比較するという点に関しては、いろいろ課題があるだろうということは承知しておりますけれども、給湯器に限らず品目全体に言えることですけれども、様々な機器の使用実態がある、様々な消費者が機器を使用している中で、このラベルで全ての情報を精緻に表現するというのがなかなか難しいことだと思っています。また、消費者は価格とか機能、それから今回の改定に関連するものと、照明器具であれば色味とか冷蔵庫のサイズ、電気便座は貯湯式と瞬間式とそれぞれのメリットがあるとか、そういういろいろな情報を併せて製品を選択しているわけです。給湯器に関しても、設置場所とかサイズなどで制約がありますので、必ずしも希望したものが設置できるとは限らないということもあります。

そういう意味で、こういうラベルでは示せない情報を小売事業者の方が御説明などで補足をいただきたながら、その家庭に合った最適な省エネ機器をお勧めしていただく、そういうことが必要になってくるのではないかというのが私の考えです。

○渡辺座長

ありがとうございます。

御質問いただいた点については、また後ほどまとめて御回答いただきます。

天野委員、お願いします。

○天野委員

資料6の1ページのところの下の温水器についてなのですが、ガス・石油機器判断基準ワーキンググループで御検討いただいて、モード効率の測定法が4人世帯を基準としたものというふうに出ています。

それで、今平均世帯人数は国勢調査で3.3人ぐらいで、世帯人数も1人暮らしが一番多くて、次が2人というふうになっているときに、この4人世帯標準でどうなのかということと、それから消費者の生活実態に合わせたときには、これで計算したときに比べると差がどう見えるようになるのかを検討していただかなくてよいのかということが1つです。

それから、資料のスライド番号の8の熱効率ごとの製品数ということで、きれいに並んでいますけれども、すごく寒い、気温の低い地域だと、これが相当差が変わってくるように見える可能性があるのではないかと思います。できれば本来は地域別に表示できるといいと思うのですが、今回の趣旨がなるべく一元化しようということになると、ちょっとそれが難しいのかなという気がします。

もう一つ、熱源による差についてなのですが、実際に調査をしたところ、給湯器を交換すると

きというのは、大抵故障が多いです。ほかの製品ですとそろそろ買い換えようかなというので、比較、検討する期間があるわけですがけれども、温水器の場合はすぐ今日、明日、一刻も早く換えたいということになって、これまでだとあまり熱源をまたいだ選択はそれほど多くなくて、むしろ同じものの中で高効率を選べるか、選べないかというところが大きくなると思います。

そうなると、一律の表示だとむしろ同じ熱源の中で差が少ないように見えてしまうということについても、御検討いただかなくていいのかなということが意見としてございます。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、小西委員、お願いします。

○小西委員

ラベルの目安料金のところでも、皆さんのご意見が出ましたが、どれぐらい現実を反映していて、確からしいかということがこの議論でも同じだと思うんですね。ですので、12ページ以降の参考資料で各エネルギー別の地域差、価格差、年での推移という表やグラフを出していただいていると思うんですけれども、最近はいろいろな価格帯が出てきているので、自分の電気料金、自分のエネルギー料金というのがそれぞれ本当にばらつきが昔よりも大きくなっている状況で、目安の料金をどれにするのかどう算出するかは、難しいと思います。そして消費者にはその目安料金を比較材料にして商品を選んでもらわないといけないう状況です。現状のやり方や資料が駄目だとか言っているわけではなくて、12ページ以降のグラフのデータをどれぐらい根拠のあるものを使えるかというところが肝になってくると思います。その中で、皆さんがエネルギー価格は種類、地域、事業者によって多岐に渡るけれども、たった一つの基準をつくらなきゃいけないというときには、足りないデータを議論するだけでなく、必要なものがあれば積極的に国として調査して、新たに統計を取っていくということも考えられたほうがより現実に合った基準がつかれるんじゃないかというふうに思います。

○渡辺座長

ありがとうございます。

村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。

今の小西委員の御意見とも重なるんですけれども、とりわけガスなどは地域によって価格差がすごく大きいというふうに聞いておりますし、今日の資料でもちょっと出ていたかと思うんです

けれども、それが統一した価格でもし示せないのであれば、現在も既に使用量表示になっているというふうに11ページの資料でございましたけれども、使用量掛ける単価、単価は消費者自身が把握している単価を掛けるとか、そういう形で誤認を防ぐような方法ももしかしたらあるのではないかなと思って、これはアイデアとして発言させていただきました。

もう一つは、電気の給湯器などは外気温によっても性能がかなり異なってくると伺ったんですけれども、それが例えば星3.4とか3.7とか、そういう数値で表れるぐらい大きいものなのかどうなのかというのが私にはちょっと分からなかったんですけれども、もしそれぐらい同じ商品でも地域によってポイント数が変わってくるようなものなのであれば、例えば寒い地域の基準、暖かい地域の基準というような地域ごとの同じ商品でも星の表示が違うというようなことも、考えられるのではないかなというふうに思いました。

以上アイデアとして2点お願いいたします。

○渡辺座長

ありがとうございます。

委員の皆さんはよろしいでしょうか。

では、オブザーバーの皆様から御意見を承りたいんですが、時間も限られてきましたので、できるだけコンパクトにお願いいたします。

吉田オブザーバー、お願いいたします。

○吉田オブザーバー

日本冷凍空調工業会から参りました。ヒートポンプ給湯器とエアコンのほうの委員会に入っております。株式会社コロナの吉田と申します。よろしくお願いいたします。

今ほど皆さんのほうからいろいろな御意見がありまして、それに対して御説明とあともう一点お願いという部分でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、ガス・石油温水機器とヒートポンプ給湯器の違いについてという部分がありまして、測定方法が違うみたいな形でお話が出ていたのかなと思うんですけれども、まず先月末の6月24日、第3回目のガス・石油機器のトップランナー判断基準ワーキングにて、次期の目標基準値や目標年度が提示され、了承されたというふうに存じております。

また、この目標基準値の評価方法が従来の熱効率値、単純に来るまでたとえますと、一定の定格スピードで走っている車の燃費のイメージというところから、J I S の S の2075というモード熱効率、車でいうと様々なスピード、あるいは発停を含めた総合的な燃費のイメージというふうな測定方法になったということも認識しております。

電気温水器、ヒートポンプ給湯器についても、当初当業界としても従前のガス・石油温水器と

同様に単純な熱効率で表示をしようとしたところ、あまりにも効率がよくでき過ぎてしまいました。他熱源業界の方から御指摘を受けて、今日のJ I Sで設定されているほぼ今回のガス・石油温水機器と同様な実際に近い湯の使い方を想定した出湯のモード、パターンでの測定方法となっている次第でございます。

なお、出湯条件だけではなくヒートポンプ、これは空気中の熱をくみ上げてお湯にするということになってくるんですけども、これを地球温暖化係数が1のCO₂の冷媒を使用して冷凍回路を利用し、ためているタンクの中の水にお湯を与えるというシステムになっています。確かに、寒い地域になると効率が落ちるということになりますけれども、これはイメージしていただくべくみ上げる井戸が深い、深いからくみ上げるためのエネルギーが必要になってくる。ですから、も効率が若干落ちてくるというようなイメージになるかと思えます。

ですが、私どもとしましては、製品仕向地として一般地用と寒冷地用とそれぞれ別々で用意させていただいております。寒冷地用の機種としましては、冬場の深夜の外気温がマイナス10度以下になると、運転中に室外機に霜がついたりしてしまいます。その辺を先ほどお話しした熱をくみ上げるためのエネルギーが必要となったりとか、結果多少の効率低下になるかと思えますが、これらを極力低下させないような各社個別の制御をして、マイナス25度の地域まで使えるような寒冷地の一般地用とは別のものを用意させていただいております。

それから、性能値の表示につきましても、一般地用は一般地の条件での性能値だけを、寒冷地に関しては寒冷地専用機種に関して、寒冷地用の条件と一般地用の条件、性能値を両方併記しているというような部分になっております。

資料6の6ページを見ていただくと分かるかと思うんですが、簡単に説明させていただきますと、右上の表の中に夏期、中間期、冬期というような季節別になっていると思うんですけども、こちらのほうに乾球温度、これは外気温です。それから湿度、それから入水温度、夏から冬までそれぞれ温度を変えて計測しているというような細かなところでやっているというような形になっております。この辺でこういうような形で、各季節等で性能を基に効率を算出しているというような形になっております。

一方、ガス・石油温水機器につきましては、給湯するモードを実際に使用することを想定したパターンは電気温水器と一緒にです。先ほどお話ししましたけれども、基本的にはアウトプットする熱量に関してはほぼ同等というような形になってきます。

ただ、ガス・石油温水器につきましては、計測条件として給水温度が15度前後というような形で一定になると、ですので、冬場の給水温度等を考慮されていないということは、先月の判断基準ワーキングでも御指摘を受けていたかと思えますけれども、それから電気の消費電力量について

も効率に加味されていないということも、ワーキングのほうで御指摘を受けていたのかなというふうに思いますが、いずれもガス・石油温水器に有利に働くものと認識していますが、この部分が若干評価方法が違うと言われているのかなというふうに思っております。

それから、もう一点地域性についてというところですが、今ほどお話ししたとおり、ヒートポンプ給湯器につきましては、寒い地域に行けば性能値が落ちる傾向にありますが、逆に暖かい地域に行けば性能値が上がるというような、要はくみ上げる井戸が浅いわけですから、くみ上げる電力が必要なくなりますから、効率が上がってくるというような形になるのかなと思っております。

現在表示させていただいている性能値につきましては、私どものカタログ、平均的な環境条件が必要であるために、東京及び大阪の季節別環境データに基づいて検討されております。

一方、ガス・石油温水機器においても標準使用条件としては、温度等は自然大気条件ということで表示温度……。

○渡辺座長

大変申し訳ないんですけども、時間が大分過ぎていますので、おっしゃりたいことを端的にお願いします。

○吉田オブザーバー

要は評価としてはできますということで、あと人数に関しても私ども日冷工でアンケートを取りましたところ、ヒートポンプ給湯器を買われた御家庭の人数に関しまして、3人以上の御家庭が75%だったというところで、残りの25%の中に新築で新婚の方がいらっしゃる場合には、将来的には子供さんが生まれて人数が増えるところも見越して、変わっていただいているのかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、今日参考資料で作っていただいているんですけども、参考資料の6ページ目のところを見ていただくと分かるんですけども、ここでヒートポンプ給湯器とガス給湯器、比較されています。前回のワーキングでもお話しさせていただいたんですけども、ヒートポンプ給湯器、価格が高いんですね。50万円ぐらいしております。それに比べてガス給湯器等は安いですが、ただランニングコストのほうを見ていただくと、長い目で見るとそんなに高いものじゃないよということが見ていただけるのかなというような形で考えております。できるだけ統一比較をお願いしたいというところになります。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、最後になってしまいます。平野オブザーバー、お願いします。

○平野オブザーバー

皆さん、今日はどうもありがとうございます。

このテーマの今後の課題で、温水機器について横断的な表示を検討するということですので、具体的な発表がありませんけれども、私どもの考え方を説明させていただきます。

今日、日冷工の方の説明があったように寒冷地用とか、いろいろ人数に対応したものとか、電気温水器のほうもいろいろな区分があると思っております。

まず、先ほど説明がありましたスライド6の外気温に応じてエネルギー消費効率が変わるところで、ここの図を見ますと、これは表の下にありますけれども、東京とか大阪とか、地域別に日本を1から8まで分けたところの6地域の性能を代表値として表示していますので、全国の状況を見ますと、先ほど委員の方からありましたように、多少性能は変わるところであります。

8ページのグラフ、電気とガスを見ますと、ガスの、あるいは石油の温水機器の上のほうに電気の温水器があるということで、これは東京で4人の世帯を代表値として測定した場合はこのような状況になり、電気温水器は優れたものだと思っております。

ただ、外気温によって変わると、先ほどどのくらい変わるのかという御質問がありましたけれども、電気の101とか105のものがガスのボリュームの大きなところに重なってきて八十幾つとか、そういうところに来ます。まるっきり逆転してしまうというわけではありませんけれども、4分の1ぐらいスライドすると、そんなことが想定されます。

また人数も電気温水器のほうは今タンク容量でいろいろ区分を分けているようですが、4人とか日本の世帯も2人ぐらいに近づいておりますので、それによって熱効率も変わるということですね。

一方、ガスの温水機器のほうは、先ほど一定の条件しか調べてないというような御説明がありましたが、なぜかといいますと、気温が変わっても、あるいは使用人数、使用量が変わっても、ほとんど熱効率は変わりません。それが逆に瞬間式のガスの温水機器とか、石油の温水器の長所にもなっております。そういう形で、熱効率に対するどちらがいい、悪いではなくて、効率の特性が違うので、そこを消費者に誤認を招く可能性がないように表記するには、単純にこの8ページのような東京の4人世帯というだけの横並びの評価ではまずいと考えております。

それから、もう一点は先ほども委員の方からありましたけれども、この8ページのグラフでガスのほうはオレンジの棒グラフ、主に4本立っていますけれども、ここの中で電気と併せて表示しますと、ガスのところは星が2つ、小数点で2.3とか2.7とか、そういう小さい差になってしまうわけですね。

8ページのグラフの縦軸は製品数、製品の種類の数ですけれども、これを出荷量、販売量で見ますと、オレンジのところは6倍ぐらいに伸びてきます。市場規模が多少違うというところで、その大きい市場規模のところを小さい評価でやって、値段とかを見て、性能を見て消費者はいいものを安く買いたいと思いますが、差が見えないときにはとにかく安いほうに傾いてしまう。そういう心配があるのではないかと、そのガス・石油機器のボリュームは大きいので、日本の省エネをこれからよくしていこうというところに影響してしまうのではないかと。私どもの考えはガスはガス、石油は石油、電気は電気です。やったほうが省エネのボリュームとか即効性とか、消費者に誤認を招かないというトータル的なバランスで考えると、そのほうがいいのではないかと、現時点では考えておりますので、また御検討をよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○渡辺座長

ありがとうございます。

私見落としていました。すみません。時間も限られていますので、コンパクトにお願いします。本荘オブザーバー、お願いします。

○本荘オブザーバー

ありがとうございます。

今、ガス機器の話、それから電気の給湯器の話を幾つかいただいたのですが、もともとこれは仕組みが違うというのが大きな課題であって、それぞれに特徴があって、今まで区分をまたぐというのは、冷蔵庫だとか電気（電灯）だとか、仕組みが同じものを比較しているので、仕組みが違うものを一律に並べる場合には、ぜひとも十分検討していただきたいというお願ひが1点目です。

もう一点が価格、料金表示の話ですが、例えば14ページに燃料価格の話がありますが、都市ガスの単価に関しては、あまり差がないように見えますが、例えば九州と関東・関西が大体1.6倍ぐらい単価が違う形になります。これでは、6円/MJ（九州）、4円/MJ（関東・関西）ぐらいですが、都市ガス会社は全国で200社ぐらいございまして、価格的には大きいところでは3倍ぐらいの違いがあります。

この（一律）単価のまま表示をしてしまうと、例えば九州で言うと、10ページに使用料金の例がありましたけれども、例では（年間目安料金が）8万円が7万円です。1万円下がりますよというふうに記載されていますが、これが1.6倍違うと大分違う金額になってしまう。また、価格表示に関して、例えば灯油が一番効率が悪くても（年間目安料金が）5.2万円ぐらい、都市ガスの良い効率のものでも7万円という形ですと、お客様からすると価格のほうが（星マークよりも）見

え方がすごく強いので、相対的評価をすると悪い機器を買ってしまうというところがあるのではないかと思います。（表示ラベルのデザインについて）星マークと金額の表記ですが、特に数字、金額の字を大きくしようなんていう話もありましたが、そもそも効率がいい省エネの機器を買っていただくというところが今回の中心なのかなと思っておりますので、ぜひともこのあたり（価格表示）についても注意深い検討をお願いしたいという2点でございます。

ありがとうございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、いただいた御意見、御質問に事務局からお答えいただきます。

○井出省エネルギー課課長補佐

御質問いただきましたのは、山川委員のほうからほかの機器につきまして、今後どういう方針でいくのかということですのですけれども、まずそれぞれの機器が今基準の検討をしているという状況ですので、個々の基準はトップランナー基準、どういうふうに区分に対してどう決めていくのかという審議をやっていききたいなと思っております。その上で、この表示制度につきましては、先ほど原則論として出荷台数という考え方がありますので、原則論を基に検討していくということだと思っております。

○江澤省エネルギー課長

省エネ課長、江澤です。

御意見ありがとうございます。非常に議論の多い分野というふうに理解をしております。

今回決めるということではなくて、今後重要な論点ということで議論していきたいと思っております。如何にこういった分野で、今電気の料金の情報しかなく、比較可能な状態ではないわけですけれども、この機器からこの機器に、例えばガスから電気に動くだとか、石油に替わるんだとか、そういうことだけを念頭に置いているわけではなくて、むしろその中で良いもの、さらにカテゴリーもまたがって検討するには、そういうこともあっていいのかなと思っております。いかに情報を与えて、ちゃんと前提を書いて誤解のないようにしていくか、混乱が生じないようにという御指摘もいただいたところでございます。

そういった論点を踏まえて、エネルギーの供給者もきちんと情報を出し、それからメーカーもある一定の前提を明らかにした上で、しっかり計測をしたデータを出していくといった中で、消費者の選択に訴えていきたいというふうに思っております。

仮に今電気の料金だけなわけですけれども、ガス機器について、単価の違いというのがあるといったオブザーバーからの御発言もございました。そういったものも踏まえても、例えばこの高

効率給湯器と普通のガス給湯器、エコジョーズという潜熱回収型のものとこの値段差がリーズナブルにちゃんと消費者が買う場合に、この3万円なり2万円の差が実際にペイバックできるのかどうかということを情報を与えるためにも、電気だけでなく、石油やガスといったものも料金を一定の前提で誤解のないように表示して、消費者の選択の余地を与えるというようなことで、対応ができればと思います。

その際に、外気温の違いであるとか使われ方の違い、そういったものも踏まえて、例えば非常に複雑なガスの機器のほうは、あまり効率はふだん変わらないわけでございますけれども、温度条件や使用条件によって大きく効率が変わり得るものについては、この表示の四角い枠の中だけでは難しい部分についても、パンフレット等でしっかりした解説を求めるなど、メーカーにも努力を促していきたいというふうに思います。

そういったことも踏まえて、いかに情報を与えて選択につなげていくのか、高効率給湯器の普及目標、我々は非常に高いものを掲げておりますので、メーカーの御協力も得ながら、販売事業者の御協力も得ながら進めていきたいと、その際にこの論点は非常に難しい論点で、議論の多い論点だと理解しておりますので、引き続きの御議論をお願いできればと思っております。

○渡辺座長

ありがとうございます。

様々ないただいた意見を次の会の原案に生かしていただければと思います。

④ 取りまとめ（案）について

○渡辺座長

それでは、最後の議題が残っております。

議題4、取りまとめ（案）について事務局から説明をお願いいたします。

○井出省エネルギー課課長補佐

それでは、資料の7、取りまとめ（案）の御説明をしたいと思います。

資料7、取りまとめ（案）は、今の資料6を除いた資料の5までの内容について今回は一旦取りまとめを行いたいというふうに考えております。

1 ページ目は前回1回目の審議会を踏まえながら、どういった制度がどういった概要であるのか、現状と課題としてバンキングの課題であったりとか、認知度が少ないけれども、理解しやすい等の評価をしていただける状況の中で、よりいいものを目指していこうというような課題設定をさせていただいております。

3 ページ目は、対象機器、今回は新しく考えなきゃいけない3つの機器がありましたけれども、

その対象について。4ページに入りまして、多段階評価基準を出荷数量が最も多いものの一つの基準にしていくという、多段階評価基準の設定の原則。5ページで照明器具、冷蔵庫、冷凍庫、便座について基準値を設定したということでございます。

それで、ラベルデザインのほうにつきましても、ミニラベルを設けていくということで、8ページになってございます。8ページの下ですけれども、新ラベルの表示と今後の課題ということで、新ラベルの表示につきましては、今後御理解いただけるのでありましたら、私たちは告示改正をしていきながら、即日施行という形ではしたいと思っておりますけれども、貼り替えの負担があるということになりますので、1年程度の猶予を設けながら進めていきたいというふうに考えてございます。

最後に省エネルギーに向けた提言ということになってございますけれども、この部分は制度としてどう変えていくとかということではなくて、こういったラベル制度を新しく見直しに向けて、各主体がどう取り組んでいくかというあるべき姿みたいなことが提言としていただければなというふうに考えております。

小売事業者、6ポツの(1)からですけれども、まず使用者はこのラベル、見たら分かるということなんですけれども、ぜひ使っていただきたいなというふうに思っております。小売事業者の取組としましては、先ほど申し上げましたとおり、一定の期間の貼り替えの猶予はあるわけなんですけれども、今回のラベルによって、よりいいものになっていこうとしているわけですので、できるだけ早く貼り替えることを行っていただきたいなというふうに思います。

あと本日の審議の中でもお話ありましたけれども、ネット取引なんかで一覧表で見えてくるようなところにもこのラベルを使っていただくと、比較しながら物を絞り込んでいくというプロセスがあると思いますので、そういった情報をそういったところでも使っていただくというのも一つの方法としてぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、先ほど山川委員の御指摘にもありましたので、少し反映していく必要があるかなと思っておりますけれども、トップランナー基準の区分を超えて今回表示をしていくということになりますので、このラベル制度では伝え切れない情報があるということになりますので、そういった情報につきましても、いろいろな商品の価値ということもあると思うので、それとともに伝えていただくというようなことをぜひラベルとともに進めていただければなと思います。

続きまして、製造事業者の取組ですけれども、製造事業者はいいものをどんどん作っていただくと、5点のところは今回ちょっと薄くなる可能性があるかと、その部分が密になっていくような、そんなものづくりがあるといいなというふうに思います。また、このラベル自体、小売事業者だけのものではなくて、いろいろな方にも製造事業者の方にも使っていただけるんじゃないか

などということでございます。

それと、あと政府の取組ということで、このラベルは変わっていくタイミングになりますと、認知度が低いままではよくない、知っていただいた上で使っていただくということが必要となってきます。そういった意味で私たちとして広報を取り組んでいきたいということと、小売事業者の皆様にはこのラベルを新しく使っていただくというところで、そんなに難しいラベルではないんですけども、正しく理解しようとする結構難しいというところもあります。小売事業者の皆様にはより深く理解していただけると、よりうまく使えるのではないかなというふうに思いますので、そういったところでの人材支援とか人材育成とか、そういったところで私たちは支援、広報も一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

それと、本日見直しのタイミングとか、原則統一ラベルにしていくという話もございましたので、今そういった点はこの報告書上反映できておりませんので、こういったものにつきましては、反映をさせていただくような修正を今後させていただきたいなというふうに思います。

○渡辺座長

ありがとうございます。

委員の皆様から御意見、御質問をお願いします。

山川委員、お願いします。

○山川委員

お時間のない中、簡潔に2点申し上げます。

8 ページの新ラベルの表示について、公布時に即日施行で1年程度の猶予期間を設けるということになっていて、これ自体は特に何も反対するものではないんですけども、自治体によっては条例で統一省エネラベルを罰則つきで義務づけているところが幾つかあります。私の知っているところでも幾つかありますので、そういうことも配慮して、告示の公布前から例えばこの取りまとめを広く情報提供していくとか、そういう形で前広にやられてはどうかと思います。

それから、前回のワーキングで申し上げたことなんですけれども、各品目について告示で表示する場所を規定しております。給湯器とか電気便座は、ほかの機器に比べると店頭とかECサイトで選択する以外にも、住宅に備え付けられているとか、業者さんから勧められてカタログを見るとき、ショールームで選ぶとか、いろいろな選択の機会があるので、実態に即した効果的な表示場所になるように、ぜひこども見直していただければと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。見直しに関わる御指摘です。

村上委員、お願いします。

○村上委員

私からも手短かに申し上げたいと思います。

課題のところにもつながるかなと思うんですけども、先ほどの御説明の中で、小売のほうでどれくらい掲示されているかを現状把握できていないというような発言が経産省の方からあったかと思うんですけども、ECサイトのほうでもなかなか掲載されていないような現状もある中で、まず今回のリニューアルを機に、どれくらいの小売店舗さん、及びECサイトさんで掲載されているのかというのを調査して把握する。それをもとに目標値を定めるなど、改善していく取組もあってよいのではないかと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

オブザーバーの皆さんは。

江藤オブザーバー、お願いします。

○江藤オブザーバー

日本電機工業会の江藤と申します。

今回の見直しに際して特にお願いしたいことが4点ほどございます。

1つは、消費者の皆様などから問合せが考えられますので、今までの省エネ基準達成率とは別の新たな基準が増えますから、消費者への御説明をお願いするとともに、説明に関して何か分かりやすいQAのようなものをお作りいただければと思います。

それから、2つ目は印刷年度を削除されましたけれども、今回の改定ですとか、トップランナーの目標見直し時に混乱しないように御配慮をお願いできればと思います。

それから、3つ目は本制度をどのように改定したかの説明、PRをお願いできれば思っております。

というのは、この制度を利用した補助制度があって、よく五つ星だけ対象みたいなのがありまして、特に冷蔵庫なんかは全ての容量帯に五つ星があるわけではないので、その辺正しく理解して補助制度が設計できるようにしていただければと思います。

それから、4点目は省エネ型製品情報サイトの冷蔵庫の表示項目に、評価点の算出のために必要な調整内容積、今はないんですけども、これも表示項目に追加していただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡辺座長

ありがとうございます。

事務局からまとめてお答えいただけますか。

○井出省エネルギー課課長補佐

今御指摘いただきましたとおり、新しい制度になっていくに際しまして、広報をしっかりとしないといけない、メーカーの方も使いにくいし、小売事業者の方も使いにくい。消費者の方にも理解しにくいということがあると思いますので、そういったことがないように、広報であったり、Q Aであったり、そういったものは準備をしていきたいなというふうに思っております。

それと、小売事業者、どれぐらい表示していただいているのかということで、確かに私たち細かく統計的には把握できていない状況になってございますけれども、どこまで把握できるかとありますが、そういった調査も実施していきながら、次の審議会のタイミングとか、そういったタイミングで御報告できるようにできればなというふうに思っております。

それと、あと今御懸念としてラベルの管理ということ、先ほど説明を少しはしょってしまったんですけれども、新ラベルのほうには左下に実は小さな記号が書いてありまして、管理上の記号の扱いの仕方も、そういったこともルール化していきたいなというふうに思っておりますので、そういったことを周知していきたいなと思います。

それと、あとまた一番最後に申し上げようと思っていたんですけれども、この審議会の内容はぜひいろいろな方に知っていただきたいなというふうに思いますので、取りまとめ後、制度化していくに当たってはパブリックコメント等もしながら、いろいろな人の意見を改めて聞く機会を設けていきながら進めていきたいなというふうに思っております。

自治体がこの制度を引用しながら、条例で厳しく扱っているということですが、私たちの制度の中で猶予期間を設けていくということも含めて、恐らく自治体の方が使っていただきながら条例を運営いただくということだと存じます。小売店の皆様には貼り替えがちょっと緊張感のあるものになってしまうかもしれませんが、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

○渡辺座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

内海オブザーバー、お願いします。

○内海オブザーバー

ありがとうございました。

今貼り替えの部分のところがございましたので、このところには大手家電流通としましては、ぜひ協力させていただきたいといったスタンスとしては持っていきたいと思います。

また、ひとつ確認なんですけれども、9ページ等であります小売事業者のほうの取組といたしまして、人材育成の支援といった部分もあるんですが、このところを具体的な決まっているような内容ですとか、そういった部分があるのかなといった部分のところと、これは参加店舗も多い部分がございますので、そういった意味での共通で先ほどQAみたいな部分もありましたけれども、なるべくそういった意味ではペーパー、もしくはネットでできるですとか、このあたりも御協力いただけるような部分もお願いしたいと思っております。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

○井出省エネルギー課課長補佐

今御指摘いただいた点ですけれども、これは今検討しております、お忙しい皆さんが何か学んでいかなきゃいけないということになりますと、大量の資料を見ていただくということではないと思いますので、実務者の方が限られた時間でどういうふうに情報収集できるかということを考えていると思っております、そういった準備もしているところですので、ぜひ一緒に検討できればなというふうに思っております。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、幾つか原案に対して修正事項が出てきました。それらについても、こういう方向で修正するという全体的な修正の方向は事務局から示していると思いますので、それを含めて最終的に私、座長が確認をして、この場で確認されたことがちゃんと反映されているかどうかを確認するという御一任いただき、御了解、御了承をいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、修正をした上で確認するというので、座長一任ということで取りまとめ（案）を了承されたものとさせていただきます。

本日は小売事業者表示制度の見直しの内容について、非常に多面的な御意見をいただくことができ、原案もよりよい方向に修正できたのではないかなと思います。

今後の検討課題については、様々な観点から御意見が出されましたので、それらについてはまた次の審議会で議論を深めていきたいということになるかと思っております。制度設計を次の段階で示されるのではないかなというふうに思います。

それでは、本日の議題は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

○井出省エネルギー課課長補佐

ありがとうございました。委員の皆様どうもありがとうございました。

今後のスケジュールですけれども、本日いただきました御審議を踏まえまして、取りまとめ（案）のほうを事務局で修正をいただきまして、皆様御確認いただいた後、座長に一任をいただきまして、取りまとめとしてホームページのほうに公表させていただきたいというふうに思います。

その後、制度化するに当たりましては、先ほど申し上げたことと同じなんですけれども、パブリックコメントを経まして、御意見をいただきながら告示として進めていきたいなというふうに思っております。

また、議題3で御審議いただきました今後の課題、検討ということですが、これはそれぞれの機器がまだ審議をしているところがありますので、そういった審議の状況を見ながら、皆様から本日いただいた論点を踏まえまして、改めて御審議の場を設けさせていただきたいと思っておりますので、日程につきましては、改めて調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、課長、何か一言ございますか。

○江澤省エネルギー課長

本日はありがとうございました。それから、これまでの検討への協力も大変ありがとうございました。

民生と業務部門、こちらの対策でトップランナー制度というのは非常に中核をなす制度となっているわけでございます。メーカーには、ずっとこれまで良い製品を作り続けていただき、日本の省エネ製品というのが強みを持っているのかなと思っております。

ただ、一方それがいかに情報がちゃんと開示され、それが消費者に選択されるかという別の観点で、それがしっかり表示され、選択されることも重みを増しているのかなと思っております、引き続き本検討を続けてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

(3) 閉会

○井出省エネルギー課課長補佐

それでは、委員の皆様、座長、オブザーバーの皆様、本日はどうもありがとうございました。

本日のワーキンググループはこれにて閉会したいと思います。

ありがとうございました。

-了-